

公益財団法人広島市スポーツ協会一般事業主行動計画（女性活躍推進）【第3期】

令和7年3月17日策定

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、当協会において女性が活躍でき、職員が仕事と家庭生活を両立させることができる雇用環境の整備を推進するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

2 当協会の課題

当協会は、広島市が基本財産の50%を拠出する公益財団法人であり、職員は協会採用職員及び広島市OB職員の構成になっている。

- (1) 協会採用職員における管理監督職（係長級以上）に占める女性の割合が約22%（R6年4月1日現在）と低い状況にある。
- (2) 雇用期間に定めのない協会採用職員において、平均勤続年数に男女差がある。
- (3) 施設の修繕やイベントへの対応のため、休館日等での時間外対応が生じる。

3 目標

◎目標1

・協会採用職員の管理監督職（係長級以上）に占める女性の割合を25%以上とする。

◎目標2

・協会採用職員の男性平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数を70%以上とする。

◎目標3

・職員の一月当たりの平均残業時間数を10時間以内とする。

4 取組内容・実施時期

取組内容：女性の管理監督職（係長級以上）登用推進に向けた取組

令和7年10月～ 将来の管理監督職に向けたキャリア支援研修を実施（年1回以上）。

令和7年10月～ 女性同士の交流機会を提供し、ネットワークの強化支援を図る。

取組内容：職場復帰に向けたサポートへの取組

令和7年4月～ 育児休業等からの復帰時期や復帰後の働き方等について、管理監督職員と情報を共有し、復帰後、育児等を行いながら円滑に仕事に従事することができる環境づくりを推進する。

取組内容：仕事と家庭生活の両立支援に向けた取組

令和7年4月～ 仕事と家庭生活の両立支援の周知徹底を職員に図るとともに、職場が優先という認識や固定的な性別役割分担意識を是正するための啓発を行う。

令和7年5月～ 施設連絡調整会議において、各所属の定時退勤の啓発・推進を図る。

令和7年7月～ 時間外労働時間の集計・分析等を行い、超過傾向にある部署にあっては、実務担当者会議において事務の効率化及び効果的な対応を協議。